

鹿 児 島 県 公 報

平成30年11月 2 日（金）第3465号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報の変更（学事法制課取扱い） 1
- 林業種苗法に基づく指定採取源の指定（森林経営課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除（森づくり推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく介護老人保健施設の廃止（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可（高齢者生き生き推進課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（高齢者生き生き推進課取扱い） 4
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 4
- 公共測量の実施（2件）（監理課取扱い） 4
- 道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に係る公告（商工政策課取扱い） 5
- 開発行為に関する工事の完了公告（2件）（建築課取扱い） 6

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

- 公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則（※）（選挙管理委員会取扱い） 6
- 鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則（※）（選挙管理委員会取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第980号

鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第23条第1項の規定により、簡易な方法による開示申出をすることができる個人情報を次のとおり変更した。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

開示申出をすることができる個人情報の内容		開示申出をすることができる期間	開示申出をすることができる場所	変更の内容		
試験等の名称	開示する内容			変更事項	変更前	変更後
准看護師試験	総合得点	合格発表の日から起算して1月間	くらし保健福祉部保健医療福祉課医療人材確	開示申出をすることができる場所	保健福祉部保健医療福祉課	くらし保健福祉部保健医療福祉課医

			保対策室		療人材確 保対策室
調理師試験	総得点及び 科目別得点		くらし保健 福祉部健康 増進課又は 受験願書を 提出した保 健所	保健福祉 部健康増 進課又は 受験願書 を提出し た保健所	くらし保 健福祉部 健康増進 課又は受 験願書を 提出した 保健所
毒物劇物取 扱者試験	総合得点及 び科目別得 点		くらし保健 福祉部薬務 課	保健福祉 部薬務課	くらし保 健福祉部 薬務課
登録販売者 試験	総合得点及 び科目別得 点		くらし保健 福祉部薬務 課	保健福祉 部薬務課	くらし保 健福祉部 薬務課
介護支援専 門員実務研 修受講試験	総得点及び 分野別得点		くらし保健 福祉部高齢 者生き生き 推進課介護 保険室	保健福祉 部介護福 祉課	くらし保 健福祉部 高齢者生 き生き推 進課介護 保険室

鹿児島県告示第981号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源として指定する。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定年月 日	指定採取 源の種別	樹 種	所在場所	本数及び面 積	所有者等の氏 名及び住所
30-1	平成30年 11月 2 日	普通母樹 林	すぎ	霧島市福山町福 沢砂走段4690番 38	200本 0.0911ヘク タール	砂田マツ子 霧島市福山町 福沢4488

鹿児島県告示第982号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡与論町大字立長字宮利2556番3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び与論町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第983号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問介護ステーションたさき	鹿屋市田崎町2815-1	有限会社タカラ	鹿屋市白崎町18番26号	末吉 順子	平成30年10月1日	訪問介護
デイサービスいち・に・さん	鹿屋市田崎町2837番地7	有限会社タカラ	鹿屋市白崎町18番26号	末吉 順子	平成30年10月1日	通所介護
地域密着型特別養護老人ホームおおむら園	薩摩川内市祁答院町上手500番地7	社会福祉法人三蔵会	薩摩川内市祁答院町上手500番地7	川田 篤子	平成30年10月1日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第984号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、介護老人保健施設から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		介護老人保健施設の開設者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設とうご	志布志市志布志町志布志一丁目11番12号	医療法人左右会	志布志市志布志町志布志一丁目11番12号	橋口 渡	平成30年9月30日	介護保健施設サービス

鹿児島県告示第985号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
立志病院	薩摩郡さつま町湯田1502番地10	医療法人立翔会	薩摩郡さつま町湯田1502番地10	立志 公和	平成30年9月30日	介護療養施設サービス

鹿児島県告示第986号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

施設		介護医療院の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護医療院とうご	志布志市志布志町志布志一丁目11番12号	医療法人左右会	志布志市志布志町志布志一丁目11番12号	橋口 渡	平成30年10月1日	介護医療院サービス

立志クリニック 介護医療院	薩摩郡さつま町 湯田1502番地10	医療法人立翔会	薩摩郡さつま町 湯田1502番地10	立志 公和	平成30年 10月 1 日	介護医療 院サービ ス
------------------	-----------------------	---------	-----------------------	-------	------------------	-------------------

鹿児島県告示第987号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月 日	サービス の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
地域密着型特別 養護老人ホーム おおむら園	薩摩川内市祁答 院町上手500番 地 7	社会福祉法人三 蔵会	薩摩川内市祁答 院町上手500番 地 7	川田 篤子	平成30年 10月 1 日	介護予防 短期入所 生活介護

鹿児島県告示第988号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（旧：農地環境整備（一般型））（区画整理）阿嶽地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年11月 5 日から同年12月 3 日まで
- 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第989号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 作業の期間 平成30年10月22日から平成31年 1 月17日まで
- 作業の地域 鹿屋市上高隈町瀬戸野地内

鹿児島県告示第990号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、霧島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年11月 2 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 作業の期間 平成30年10月22日から平成31年 3 月15日まで
- 作業の地域 霧島市溝辺町大字麓（麓第一土地区画整理事業地区）

始良・伊佐地域振興局告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年11月2日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成30年 10月12日	鹿児島市鴨池新町 40番1－805号 高山絵美	始良市平松字前畑3013番 3及び8331番の一部並び に字六反田8589番の一部	24.85	4.00～5.88

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年11月2日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年11月2日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー加治木店
始良市加治木町本町180番地
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地
 - イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島市南栄三丁目14番地
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 変更前 建物敷地南東側隔地 76台
 - イ 変更後 第1駐車場 建物1階 35台
第2駐車場 建物敷地東側隔地 4台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 変更前 建物北側 85平方メートル
 - イ 変更後 荷さばき施設1 建物北西側 39平方メートル
荷さばき施設2 建物南東側 49平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 変更前 廃棄物等保管施設1 建物北側 10立方メートル
廃棄物等保管施設2 建物北側 6立方メートル
 - イ 変更後 廃棄物等保管施設1 建物南東側 3立方メートル
廃棄物等保管施設2 建物南東側 2立方メートル
廃棄物等保管施設3 建物南東側 2立方メートル
 - (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 変更前 1箇所 敷地北側

- イ 変更後 第1駐車場 2箇所 西側
- 第2駐車場 1箇所 敷地西側

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- ア 変更前 午前6時から午後10時まで
- イ 変更後 荷さばき施設1 24時間
- 荷さばき施設2 24時間

3 変更年月日

- (1) 2の(1) 平成30年5月16日
- (2) 2の(2), (3), (4), (5)及び(6) 平成31年6月19日

4 届出年月日

平成30年10月18日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

垂水市本城字淵ノ上1724番1並びに字三野下1749番7, 1749番8, 1750番1及び1750番8の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

垂水市本城3908番地1
エスオーシー株式会社
代表取締役 草間茂行

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年11月2日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(3工区)

垂水市浜平字中村2035番3, 2035番5, 2035番6, 2035番7, 2035番8の一部, 2035番11の一部, 2036番2, 2036番4, 2036番5の一部, 2036番6の一部, 2036番7の一部, 2037番2の一部, 2037番3の一部, 2059番1の一部, 2064番1, 2064番3の一部, 2064番4の一部, 2064番5の一部, 2036番6地先水路の一部及び2057番3地先海岸の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

垂水市上町114番地
垂水市土地開発公社
理事長 尾脇雅弥

選挙管理委員会規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月2日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙法及び同法施行令実施規程の一部を改正する規則

公職選挙法及び同法施行令実施規程（昭和25年鹿児島県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第3号」を「第4号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の公職選挙法及び同法施行令実施規程の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される鹿児島県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された鹿児島県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

.....

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月 2 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島県選挙管理委員会規則第2号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成6年鹿児島県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その2中 「 年 月 日執行 鹿児島県知事選挙 候補者 印」 を

「 年 月 日執行 選挙（ 選挙区） 候補者 印 」 に改める。

別記第2号様式その2中 「 年 月 日執行 鹿児島県知事選挙 候補者 印」 を

「 年 月 日執行 選挙（ 選挙区） 候補者 印 」 に改める。

別記第3号様式その2中「第142条第1項第3号」の次に「又は第4号」を加え、

「1 選挙の名称 年 月 日執行 鹿児島県知事選挙」 を

「1 選挙の名称 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）」 に改める。

別記第5号様式その1中 「 年 月 日 年 月 日執行 鹿児島県知事選挙」 を

「 年 月 日 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）」 に改め、同様式その1

備考4(1)中「枚数 160,000枚」を「枚数 枚」に改める。

別記第6号様式その2中

「3 選挙の名称 年 月 日執行 鹿児島県知事選挙」を

「3 選挙の名称 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。